

IV 博物館の設置・活動等に対する主な補助制度

1 私立博物館に対する支援措置について

登録博物館を設置運営する民法法人に係る税制上の優遇措置

関係法令	優遇措置の内容
<p>〔特定公益増進法人〕 所得税法（第78条第2項第3号） 所得税法施行令（第217条） 法人税法（第37条第4項第3号） 法人税法施行令（第77条）</p>	<p>「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」（平成9年3月31日文部省告示第54号）を満たす旨認定を受けた登録博物館の設置運営を主たる目的とする民法法人が、所得税法等に規定する要件を満たした場合に、特定公益増進法人に認定される。</p> <p>なお、同基準を満たすには、</p> <p>①年間開館日数が原則250日以上</p> <p>②週に1日以上は児童・生徒の入場を無料にする等、青少年の利用に対する優遇措置を講じることが必要である。</p>
<p>〔指定寄付金〕 所得税法（第78条第2項第2号） 所得税法施行令（第216条） 法人税法（第37条第4項第2号） 法人税法施行令（第76条）</p>	<p>登録博物館の新增改築の費用に充てるために行う募金について、所得税法等に規定する要件を満たした場合に指定寄付金の適用を受けることができる。</p>
<p>租税特別措置法（第70条） 租税特別措置法施行令（第40条の3）</p>	<p>相続・遺贈により取得した財産の贈与・遺贈を法人が受けた場合の相続税・贈与税は課税されない。</p>
<p>租税特別措置法（第40条第1項） 租税特別措置法施行例（第25条の17）</p>	<p>相続・遺贈により取得した財産を、取得後一定期間に寄贈した場合の相続税及び贈与又は遺贈した場合のみなし譲渡所得にかかる所得税は課税されない。</p>
<p>地方税法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税非課税（第25条第1項第2号） ・市町村民税非課税（特別区民税）（第296条） ・不動産取得税非課税（第73条の4） ・固定資産税非課税（第348条第2項第9号） ・事業所税非課税（第701条の34 第3項第3号） ・都市計画税非課税（第702条の2 第2項）
<p>租税特別措置法（第33条ほか） 土地収用法（第3条）</p>	<p>土地等を譲渡された場合、譲渡者について譲渡所得の5,000万円の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用がある。</p>
<p>土地区画整理法（第95条） 土地区画整理法施行令（第58条）</p>	<p>博物館の用に供している宅地に対する換地計画における特別の考慮。</p>
<p>関税定率法（第15条） 関税定率法施行令（第17条）</p>	<p>標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合、関税は免除される。</p>
<p>相続税法（第41条第1項） 租税特別措置法（第70条の12）</p>	<p>納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、登録美術品（「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」により登録を受けているもの）を相続税の物納に充てることことができる。</p>

※ 公益法人であることのみによる優遇措置は除いてある。

2 芸術文化振興基金制度の概要

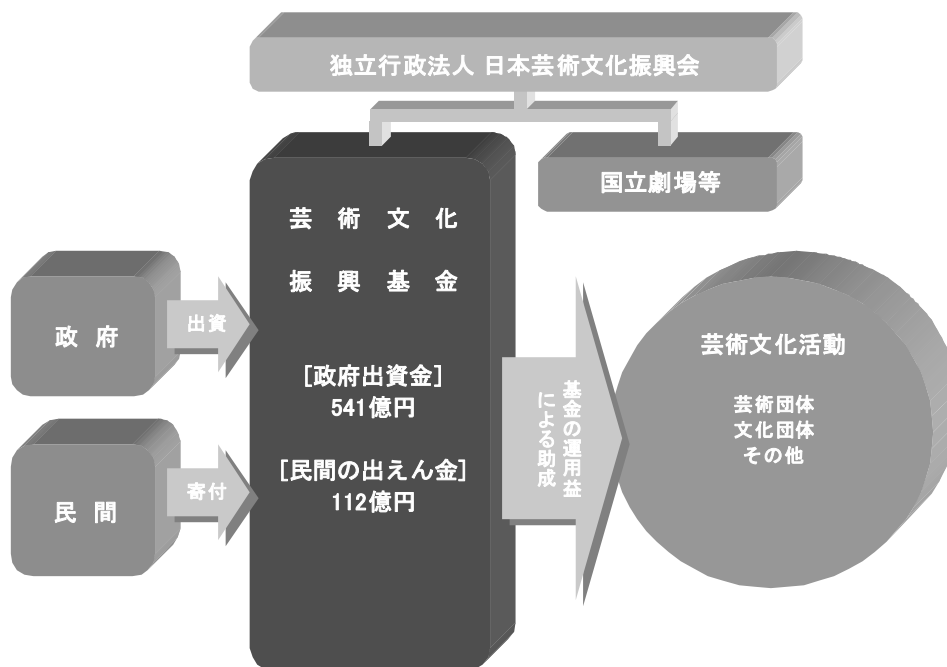
〈芸術文化振興基金の目的と仕組み〉

◆基金の目的

「芸術文化振興基金」は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うことを目的としています。

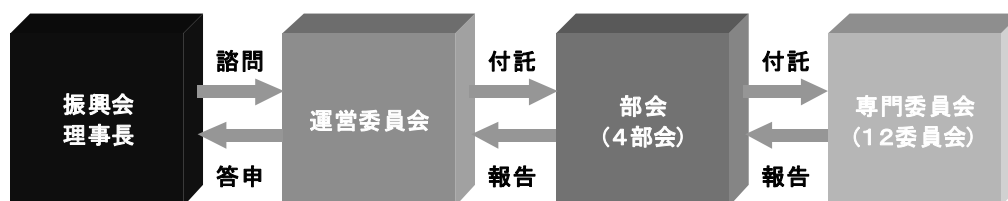
「芸術文化振興基金」は、基金として政府から出資された541億円と民間からの出せん金112億円の計653億円を原資として、その運用益をもって芸術文化活動に対する助成に充てています。

◆芸術文化振興基金の仕組み



◆審査の仕組み

独立行政法人日本芸術文化振興会では、芸術文化振興基金による助成金の交付を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置し、そのもとに分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査体制をとっています。



〈助成の対象となる活動〉

◆助成の対象となる活動

1. 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

- (1) オーケストラ, オペラ, 室内楽, 合唱, バレエ, 現代舞踊, 演劇等舞台芸術の公演活動
- (2) 文楽, 歌舞伎, 能楽, 邦楽, 邦舞等伝統芸能の公開活動
- (3) 落語, 講談, 浪曲, 漫才, 奇術等の公演活動
- (4) 美術の展示活動
- (5) 国内映画祭等の活動
- (6) 特定の芸術分野にしばられない公演・展示活動

2. 地域の文化の振興を目的として行う活動

- (1) 文化会館, 美術館等の地域の文化施設において行う公演, 展示その他の活動
- (2) 歴史的集落・町並み, 文化的景観のセミナー, 資料収集・作成, 普及啓発による保存・活用活動
- (3) 民俗文化財の公開, 広域的交流, 復活・復元伝承, 記録作成による保存・活用活動

3. 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

- (1) アマチュア等の文化団体が行う公演, 展示その他の文化活動
- (2) 伝統工芸技術, 文化財保存技術の保存・伝承・公開・記録作成, 及び伝統工芸技術の復元による保存・活用活動

◆助成対象活動の募集

助成対象活動の募集は, 原則として毎年度1回(活動実施年度の前年度中), 公募により行います。具体的な募集の時期・方法, 助成の対象となる活動等については, 毎年度作成する「募集案内」で示します。

助成金の交付を希望する方は, 募集案内の定めるところにより, 助成金交付要望書及び団体概要等を独立行政法人日本芸術文化振興会(地域の文化振興に係る活動及び文化に関する団体が行う活動については, 都道府県教育委員会又は知事部局を通じて)に提出することとなります。

◆助成対象活動の決定・助成金の交付

応募された活動の中から, 運営委員会の調査審議を経て助成対象活動及び助成金の額が決定されます。採択された助成対象活動については, 「芸術文化振興基金助成金交付要綱」の定めるところにより, 所定の手続きを経て助成金が交付されます。

3 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業実施要項

〔平成23年4月1日〕
〔文化庁長官決定〕

1. 趣旨

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、重要文化財建造物等の公開活用や史跡等の復元・公開など観光振興・地域活性化に資する各地域の実情に適した総合的な取組を支援することを目的とする。

2. 実施方法

- (1) 都道府県または市区町村（特別区を含む）（以下、「都道府県等」という。）は、上記趣旨に基づき、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化実施計画書（以下、「計画」という。）を作成し、文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、提出された計画について、外部の有識者からの意見を踏まえ、計画に盛り込まれた事業について支援する。
- (3) 都道府県等は、年度終了後に文化遺産を活かした観光振興・地域活性化実施報告書を文化庁に報告する。
- (4) 都道府県等は、計画の内容に変更が生じる場合は、速やかに文化庁に報告することとする。

3. 対象となる文化遺産の範囲

本事業において、対象とする文化遺産の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術振興基本法第10条に定める伝統芸能
- (2) 文化芸術振興基本法第12条に定める生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (3) 文化芸術振興基本法第13条に定める文化財等
- (4) 文化芸術振興基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

4. 支援の対象となる事業

上記2. (2)における文化庁が支援する事業は、次のとおりとする。なお、これらの事業を実施するために必要な事項は別に定める。

- (1) 地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
- (2) ミュージアム活性化支援事業
- (3) 重要文化財建造物等公開活用事業
- (4) 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業

5. その他

- (1) 上記2の方法により実施が困難な事業で、文化庁長官が認める場合はこの限りではない。
- (2) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

4 ミュージアム活性化支援事業国庫補助要項

〔平成23年4月1日〕
〔文化庁長官決定〕
〔平成24年4月1日〕
〔改 正〕

1. 趣旨

この要項は、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業実施要項（平成23年4月1日文化庁長官決定）により策定される計画に基づき、美術館・歴史博物館を中心とした観光振興・地域活性化を推進する事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設に限る。）を含む実行委員会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

(1) 地域文化資源活用事業

- ①博物館資料を活用した地域の魅力発信
- ②博物館との連携による観光振興
- ③博物館ボランティアガイドの育成
- ④その他、博物館の有する地域の文化資源を活用した事業

(2) 地域連携強化事業

- ①MLA（博物館・図書館・公文書館）の連携促進
- ②館種（美術系、歴史系、自然科学系等）、設置者（国公私立等）を超えた博物館同士の連携促進
- ③地域その他機関（学校、官公庁、企業等）との連携促進
- ④その他、博物館を中心とした地域内・地域間の諸機関の広範な連携を促進する事業

(3) 新規利用者層創出事業

- ①高齢者・障害者等に対する展示環境等の整備
- ②外国人に対する展示案内等の整備
- ③ミュージアム・スタート・キャンペーン（乳幼児等を対象に初めての博物館利用を体験させる事業）
- ④その他、外国人、子ども、高齢者、障害者等の従来博物館に馴染みの薄かった層の利用を促進する事業

(4) 国際交流拠点形成事業

- ①姉妹都市との国際交流に基づく展覧会等
- ②国際的な人材交流・人材育成の促進

③その他、国際交流の拠点として博物館の存在感を増大させることに資する事業

(5) 国際発信拠点形成事業

①博物館関係の国際会議等の招致・開催

②地域の文化遺産等を活用した海外展の開催

③地域の文化遺産や博物館所蔵作品のデジタル化による海外発信

④その他、国際発信の拠点としての機能を増大させることに資する事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 地域文化資源活用事業に要する経費

イ 地域連携強化事業に要する経費

ウ 新規利用者層創出事業に要する経費

エ 国際交流拠点形成事業に要する経費

オ 国際発信拠点形成事業に要する経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払い、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
ミ ュ ー ジ ア ム 活 性 化 支 援 事 業	主 た る 事 業 費	事業費	賃 金	作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃 〃
			共 済 費	〇 〇 賃 金 社会保険料 傷害保険料 〇〇保険料	〃 〃 〃 本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ ボランティア保険等 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る
			報 償 費	講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	補助事業者（構成員等を含む） は対象外
			旅 費	普通旅費 特別旅費 外国旅費 外国人招へい旅費 招へい外国人滞在費 会場等借料 自動車等借上料 〇〇使用料 〇〇借料 〇〇損料	
			使用料及び借料	保管料 通信運搬費 広告料 作品保険料 〇〇保険料 手数料 雑役務費 調査委託費 〇〇委託費 〇〇請負費 備品購入費 原材料費	輸送保険料、火災保険料等 展示室のレイアウト変更等 シンポジウム運営、映像・録音記録等 会場設営等 単価が50万円(税込)未満のものに限る パネル、木材、画材等。単価が10万円(税込)以下のものに限る 単価が10万円(税込)以下のものに限る
			役 務 費	消耗品費 印刷製本費 その他需要費	
	事務経費	事務費	賃 金	非常勤事務員賃金 〇 〇 賃 金	臨時に雇用する場合のみ 〃
	そ の 他 の 経 費		共 済 費	労災保険料 〇〇保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ
			旅 費	普通旅費	連絡旅費
			役 務 費	通信運搬費 手数料 雑役務費	振込手数料等 写真撮影費等
			需 用 費	消耗品費 印刷製本費 その他需要費	単価が10万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費、コピー代等

5 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費国庫補助要項

〔平成23年4月1日〕
〔文化庁長官決定〕

1. 趣旨

この要項は、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業実施要項（平成23年4月1日文化庁長官決定）により策定される計画に基づき、史跡、名勝、天然記念物（以下「史跡等」という）及び埋蔵文化財を公開活用し、観光振興・地域活性化を推進する事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

3. 補助対象事業等

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。ただし、ア～オの事業を行おうとする場合は、ア～スに掲げるもののうち6つ以上を選択するものとする。

- ア. 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）
- イ. 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- ウ. 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置・改修
- エ. 史跡等の野外観察等のための施設の設置・改修
- オ. 史跡等のオリエンテーション及びガイドンス、体験・活用等のために必要な施設の設置・改修
- カ. 史跡等の範囲や全体像を理解するために必要な模型等の製作
- キ. 史跡等における便益施設（休憩施設・便所等）の設置、管理運営施設の設置
- ク. 史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備
- ケ. 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示設備整備
- コ. 史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置
- サ. 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報資料の作成及び配信に関する事業
- シ. 史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
- ス. 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等

4. 補助対象経費

(1) 主たる事業費

- ア. 史跡等の復元的整備工事経費
- イ. 歴史的建造物等の復元工事経費

- ウ. 遺構等露出保存展示施設設置・改修工事経費
- エ. 野外観察施設設置・改修工事経費
- オ. ガイダンス等施設設置・改修工事経費
- カ. 遺構等模型設置工事経費
- キ. 便益施設等設置工事経費
- ク. 遺構等調査・環境整備等経費
- ケ. 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費
- コ. 案内板・説明板等設置経費
- サ. 広報・資料作成及び配信等に要する経費
- シ. 体験学習会等に要する経費
- ス. 台帳作成等に要する経費
- セ. 設計料及び監理料
- ソ. その他の工事経費

(2) その他の経費
事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じた額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
史跡等及び埋蔵文化財	主たる事業	本工事費	委託料	〇〇試験委託	遺構等調査委託
				〇〇調査委託	
			工事請負費	〇〇測量委託	映像ソフト作成等
				〇〇作成委託	
			原材料費	請負費	除草整地など比較的簡単な作業 直営で実施する遺構調査人夫
				工事材料費	
			共済費	労災保険	整備事業専門技術指導 事前遺構調査委嘱の場合の謝金
				〇〇保険	
			賃金	土工賃金	パンフレット等
				発掘調査員賃金 遺物整理賃金	
報償費	〇〇委員謝金				
	旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償			
需用費	印刷製本費				
	消耗品費 燃料費 光熱水料				
役務費	通信運搬費 手数料				
	使用料及び損料	借料及び損料 〇〇損料			
公開活用事業費	埋蔵文化財センター設備整備経費	収蔵設備工事	工事請負費	請負費	
		防災設備工事	工事請負費	請負費	
	埋蔵文化財センター 附帯工事経費	展示設備工事	備品購入費	防災機器 視聴覚等機器	
		案内板・説明板等 設置経費	工事請負費	請負費	展示機器
	広報・資料作成及び 配信等に要する 経費	広報・資料作成 及び配信等経費	工事請負費	請負費	
その他工事			工事請負費	請負費	
業費	費	広報・資料作成 及び配信等経費	報償費	教材作成謝金 原稿執筆謝金	
			旅費		
			需用費	教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	
			備品購入費		
			委託費	紹介ソフト製作委託費 発信システム開発委託費	

史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費	主たる事業費	体験学習会等事業開催経費	賃借金 共済費 報償費 旅費 使用料及び賃借料 役員費 委託費 請負費 需要費 備品購入費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 〇〇借上料 通信運搬費 保険料 〇〇委託費 〇〇請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	会場整理員・補助者等 展示器具・会場・機材・車両等 参加者傷害保険・ボランティア保険料等 レプリカ・教材等製作、会場等設営造作等 同上
		台帳作成等に要する経費	台帳作成等経費	賃借金 共済費 委託費 需用費 消耗品費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 〇〇委託費 消耗品費 消耗品等
	設計料及び監理料	設計料及び監理料	委託費	設計監理費 〇〇委託費	
	事務経費	事務費	旅費 需用費 役員費 使用料及び損料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費 文具等 工事報告書印刷等 打合会会場借料